

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（監 督 員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	施工体制が適切である	施工体制がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工体制がやや不備である	施工体制が不備である
		「評価対象項目」 - 作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図（下請契約の全てを記載）もしくは施工計画書で確認できる。（※施工プロ） - コリンズ（CORINS）への登録申請（請負金額500万円以上）は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。（※施工プロ） 「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。（※施工プロ） - 施工体制台帳・施工体系図（下請契約の全てを記載）が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。（※施工プロ） 「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ） 「建設業の許可票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。（※施工プロ） 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 - その他（理由） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） 評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。 ←○○○○ ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価するもの……○ 評価できないもの……× ④評価値（ ）%＝該当項目数／評価対象項目数＝（ ○ ）／（ ○ ＋ × ） 以下同様省略				□ 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当事項があれば……e
	Ⅱ. 配置技術者 （現場代理人等）	技術者が適切に配置されている	技術者がほぼ適切に配置されている	他の事項に該当しない	技術者の配置がやや不備である	技術者の配置が不備である
		「評価対象項目」 - 現場代理人として常駐し（兼任は常駐免除）、工事全体の把握ができている。（※施工プロ） - 現場代理人として、監督員との連絡調整については「連絡」を除き書面で行っている。（※施工プロ） - 現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理をしている。（約款第11条） - 作業主任者を選任し配置している。（※施工プロ） - 主任（監理）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。（施工プロ） - 契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。 - 設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。 - 異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。 - 工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し提出又は提示している。 - 下請負人指導責任者を選任し、下請負人の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。（※施工プロ） - 港湾工事等において潜水作業従事者を適正人員配置している。（※施工プロ） - 港湾工事等において海上起重作業船団長を配置している。（※施工プロ） 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 - その他（理由） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）				- 現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。 - 専門技術者が配置されていない。 1項目でも該当あれば・・・・d 2項目該当・・・・・・・・e * 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。 （安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主管課長が総務課長と協議のうえ判定す

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。

(監督員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 約款第19条第1 項（１）から（５）に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。（※施工プロ） ・ 施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。（※施工プロ） ・ 施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。（※施工プロ） ・ 日常の出来形管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。（※施工プロ） ・ 日常の品質管理が、施工計画書等に基づき、適時、的確に行われている。（※施工プロ） ・ 工事提出書類と提示書類がきちんと区別され、提出書類が簡潔で必要以上に作成されていない。（※施工プロ） ・ 現場内での整理整頓が日常的になされている。 ・ 工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。（※施工プロ） ・ 工事材料を品質に影響ないように保管している。（※施工プロ） ・ 立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。（※施工プロ） ・ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。（※施工プロ） ・ 工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。（※施工プロ） ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ・ その他（理由 ●判断基準 評価値が9 0 %以上・・・・・・・・・・ a 評価値が8 0 %以上～9 0 %未満・・・・ b 評価値が6 0 %以上～8 0 %未満・・・・ c 評価値が6 0 %未満・・・・・・・・・・ d ※評価対象項目数が2 項目以下の場合は c 評価とする 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）				・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ・ 施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ・ 定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ・ 契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 1 項目でも該当あれば・・・・・・・・ d 2 項目該当・・・・・・・・・・ e
	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ・ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。（※施工プロ） ・ 現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。（※施工プロ） ・ 時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ・ 工事の進捗を早めるための取り組み（材料、工法、作業工程などの見直し）を行っている。（工期短縮の取り組みが不要な場合、削除） ・ 施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ・ その他（理由 ●判断基準 評価値が9 0 %以上・・・・・・・・・・ a 評価値が8 0 %以上～9 0 %未満・・・・ b 評価値が6 0 %以上～8 0 %未満・・・・ c 評価値が6 0 %未満・・・・・・・・・・ d 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）				・ 受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。（但し、改善指示による場合を除く） 上記該当あれば・・・・・・・・ e ・ 自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば・・・・・・・・ d

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の「・」に○×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（監督員）

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策を適切に行った	安全対策をほぼ適切に行った	他の事項に該当しない	安全対策がやや不備であった	安全対策が不備であった
		「評価対象項目」 - 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。（※施工プロ） - 安全教育・訓練等を月当たり半日以上適時、的確に実施し記録が整備されている。（※施工プロ） - 安全パトロール、安全ミーティング（ＫＹ）等を実施し記録が整備されている。（※施工プロ） - 店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。（※施工プロ） - 災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し記録が整備されている。（※施工プロ） - 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。（※施工プロ） - 使用機械（港湾工事の場合は使用船舶）、車両等の点検整備等がなされ管理されている。（※施工プロ） - 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。（※施工プロ） - 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止措置が実施されている。（※施工プロ） - 仮設工（山留め・仮締切・足場・支保工等）の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。（※施工プロ） - 工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。（※施工プロ） 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 - その他（理由） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）				- 臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。 上記該当であれば・・・・・・・・e - 安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。 上記該当であれば・・・・・・・・d * 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。 （安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事主管課長が総務課長と協議のうえ判定す
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		対外関係が適切であった	対外関係がほぼ適切であった	他の事項に該当しない	対外関係がやや不備であった	対外関係が不備であった
		「評価対象項目」 - 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。（※施工プロ） - 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。（※施工プロ） - 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。（※施工プロ） - 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。（※施工プロ） 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 - 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 - その他（理由） ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）				- 関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。 - 受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった 上記該当であれば・・・・・・・・d - 関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。

（監 督 員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、バラツキが規格値の概ね５０％以内であり下記の２項目が全て該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－４参照	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、バラツキが規格値の概ね８０％以内であり下記の２項目が全て該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－４参照	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
	バラツキの評価は、検査職員と調整すること。	- 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 - 出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。 ①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状・寸法である。 ③出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。			出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば・・・d	出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補（手直し）指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・e
	Ⅱ. 品質	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキが規格値の概ね５０％以内であり下記項目が該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－４参照	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキが規格値の概ね８０％以内であり下記項目が該当する。 ※ばらつきの判断は別紙－４参照	品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a、bに該当しない。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。
	バラツキの評価は、検査職員と調整すること。	品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。 ①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。 ③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。 ④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。			品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば・・・d	品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補（手直し）指示を行った。 上記項目に該当があれば・・・e

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（監 督 員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	出来形が優れている。	出来形が良好である。	出来形が適切である。	出来形がやや不適切である。	出来形が不適切である。
		「評価対象項目」 - 承諾図等が、設計図書を満足している。 - 施工図等が、設計図書を満足している。 - 現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。 - 施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。 - 出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。 - 出来形の管理方法を工夫している。 - 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。 - 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。 - その他（理由 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）			☐ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば……d	☐ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば……e
		） 評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。 ←○○○○ ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価するもの……○ 評価できないもの……× ④評価値（ %）＝該当項目数／評価対象項目数＝（ ○ ）／（ ○ ＋ × ） 以下同様省略				
※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。						
Ⅱ. 品質	建築工事	a	b	c	d	e
		品質が優れている。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
	工事比率	「評価対象項目」 - 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - 施工の各段階における完了時の、品質が適切である。 - 躯体工事における施工の品質が、良好である。 - 内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 - その他（理由 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）			☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 上記該当事項があれば……d	☐ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。 上記該当事項があれば……e
		）				
		※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（監 督 員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事	品質が優れている。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
		「評価対象項目」 - 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 - 機材及び施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 - その他 （理由			☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。
	工事比率				上記該当事項があれば……d	上記該当事項があれば……e
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。				
	Ⅱ. 品質	a	b	c	d	e
	暖冷房衛生設備工事	品質が優れている。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
	機械設備工事	「評価対象項目」 - 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 - 品質確認記録の内容が、適切である。 - 施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 - システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 - 機材及び施工の品質が、良好である。 - 不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 - その他 （理由			☐ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。	☐ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。
	工事比率				上記該当事項があれば……d	上記該当事項があれば……e
		●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・d ※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。（エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。） ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。				

(監督員)

【採点指標】

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。評価に当たって、その効果を確認する。

※2. ICT活用試行対象工事については、【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大5点までの加点評価とし、【ICT活用】項目が評価された場合（2点）のみ最大7点の加点評価ができる。
ICT活用試行対象工事以外については、【施工】【新技術活用】【品質】【安全衛生】【その他】の合計で最大7点の加点評価ができる。

※3. 該当するキーワード数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の「・」に○マーク、「□」にレマークを記入する。

(担当係長 等)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の評価に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「□：評価対象項目」 ☐ 当該工事において、施工条件の変更等により工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。 ・ 工期の1割以上の余裕をもって完了させた。 ・ 雪・波浪等の気象条件を考慮し、竣工検査を前提とした臨時検査等が、適切で、かつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。 ・ 社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。 ・ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 ☐ 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。 ・ 調整区間2つ以上、調整回数2回以上。（運搬路の利用調整など） ・ 工事調整が工程短縮の要因となった。（調整機関・回数が1回） ☐ 地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。 ・ 道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を2回以上行った。 ☐ 代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。 ・ 地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。 ☐ 配置技術者（現場代理人等）の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 ・ 工程に空き、無駄がなかった。 ・ 資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。 ・ 現場代理人の指示が、作業員に正確に伝わっている。 ☐ 「施工プロセス」チェックのうち、工程管理について指摘事項がない。 ・ 「施工プロセス」チェックによる指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 ☐ その他（_____）				
（採点指標） * 複数の項目がある場合、いずれかが該当（○マーク）すれば、評価（□にし点）する。 ⇒（評価項目として扱う。） * 評価項目が4項目以上・・・a 2項目以上・・・b その他・・・c（該当項目がなくとも、工期内に工事を完成） * 自主的な工程管理がなされず、監督員と協議の上で、改善指示の文書を出した場合・・・d * 受注者の責により工期内に工事が完成しなかった場合・・・e で評価を行う。						

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する項目の「・」に○マーク、「□」にレマークを記入する。

(担当係長 等)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不備である	安全対策が不備である
		【□：評価対象項目】 建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められる。 ・ 当該工事における建設労働災害、公衆災害の危険性を承知している。 ・ 災害に対する防止対策が十分である。 安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 ・ 会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。 ・ 現場に安全組織表が掲載され、担当者とその職務が明確になっている。 (統括安全衛生責任者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者) 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 ・ 独自性がある。(現場条件に適した独自の安全管理を実施している) ・ 低コストで、他の工事等への汎用が可能である。 安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。 ・ 協議会の幹事等の役員として、月一回以上積極的に活動している。 ・ その都度の開催の目的意識が明確化されている。 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 ・ 誘導員の適切な交通誘導や、案内対応が良い。 ・ 地域住民等から安全に関する苦情・トラブルがない。 「施工プロセス」チェックのうち、安全対策について指摘事項がない。 ・ 「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに（次回）実施された。 その他（				
		(採点指標) * 複数の項目がある場合、いずれかが該当（○マーク）すれば、評価（□にレ点）する。 ⇒評価項目 * 評価項目が5項目以上・・・a 3項目以上・・・b その他・・・c ただし * 安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価としないこと。 (事故が発生した場合の安全管理の適否については、工事主管課長が総務課長と協議のうえ判断するので、評価者はその判断を確認する。)				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する事例項目の「・」に○マーク、工事特性キーワード一覧表の「□」にレ点を記入する。なお、評価した根拠・理由等を具体的に記載すること。（担当係長 等）

考 査 項 目	細 別	工事特性キーワード一覧表	事例項目（具体的な施工条件等への対応事例）
4. 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応	1. 構造物の特殊性への対応 □ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 □ 2.対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 □ 3.その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。 2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4.地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 □ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 □ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 □ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事 □ 8.事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事 □ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事 □ 10.その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	（□1.について） ・切土の土工量：20万m3以上、盛土の土工量：15万m3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、 ・トンネル(丸断)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、 ・樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、 ・堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、 ・堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、 ・トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、 ・海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、 ・浚渫工の浚渫土量：100万m3以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、 ・砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、 ・転流トンネルの流下能力：400m3/s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上、 （□2.について） ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 （□3.について） ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 （□4.について） ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 （□5.について） ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 （□6.について） ・市街地での夜間工事。 ・D I D地区での工事。 （□7.について） ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 （□8.について） ・事故や災害発生直後等、緊急的な対応が特に必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の対策が求められ （□9.について） ・作業現場が広範囲に分布している工事。 （□10.について） ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する事例項目の「・」に○マーク、工事特性キーワード一覧表の「□」にレ点を記入する。なお、評価した根拠・理由等を具体的に記載すること。（担当係長 等）

考 査 項 目	細 別	工事特性キーワード一覧表	事例項目（具体的な施工条件等への対応事例）
4. 工事特性	Ⅰ 施工条件等への対応	3. 厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事 □ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 □ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 □ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 □ 15.維持修繕工事等で地元調整等の手間のかかる工事 □ 16.その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(□11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要性が生じた工事。 (□12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (□13.について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 ・被災箇所における二次災害の危険に対する注意が必要とされる工事。 (□14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (□15.について) ・地元説明会を複数回開催した (□16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		4. 長期工事における安全確保への対応 □ 17.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く） □ 18.その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評価	評点 ____ 点	

（採点指標）
※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考にする

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

【記入方法】該当する事例項目の「・」に○マーク、工事特性キーワード一覧表の「□」にレ点を記入する。なお、評価した根拠・理由等を具体的に記載すること。（担当係長 等）

考 査 項 目	細 別	工事特性キーワード一覧表	事例項目（具体的な施工条件等への対応事例）
4. 工事特性	■ 施工条件等への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 延べ面積10,000㎡以上の建物 ☐ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 ☐ 大空間のホール等を有する建物 ☐ その他（理由： ）	
		詳細評価内容：	
	評点= 点		
	■ 建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 対象建物の耐震レベル ☐ 建物機能の特殊性 ☐ その他（理由： ）	[評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震・対津波計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
		詳細評価内容：	
	評点= 点		
	■ 建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 ☐ 設計条件として、工法、材料及び設備システム（機材を含む）の特殊性 ☐ 制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 ☐ その他（理由： ）	[評価技術事例] ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
		詳細評価内容：	
	評点= 点		
	■ 厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 湧水の発生、地下水の影響（地盤掘削時） ☐ 軟弱地盤、支持地盤の影響 ☐ 雨・雪・風・気温等の影響 ☐ その他（理由： ）	[評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液化化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬困いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容：	
	評点= 点		
	■ 厳しい周辺環境、社会条件と対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 ☐ 地中埋設物等の作業障害 ☐ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 ☐ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 ☐ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 ☐ その他（理由： ）	[評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置（水替え）を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整を行った工事
		詳細評価内容：	
	評点= 点		

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する事例項目の「・」に○マーク、工事特性キーワード一覧表の「□」にレ点を記入する。なお、評価した根拠・理由等を具体的に記載すること。 (担当係長 等)

考 査 項 目	細 別	工事特性キーワード一覧表	事例項目（具体的な施工条件等への対応事例）
4. 工事特性	■ 施工現場での対応	※下記の対応事項に1つレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 （ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他（理由： ） 詳細評価内容：	
	評点= 点		
	評価	評点 ____ 点	

（採点指標）
※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2. 監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
※3. 評価に当たっては、監督員の意見も参考にする

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目の「・」に○マークを記入する。						（担当係長 等）
考 査 項 目	細 別	a	a´	b	b´	c
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	貢献が非常に優れている	bより貢献が優れている	貢献がやや優れている	Cより貢献が優れている	他の評価に該当しない場合
		「評価対象項目」 1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 ・主体的に取り組んだ。 ・地域の活動に積極的に参加した。 2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 ・主体的に取り組んだ。 ・地域の活動に積極的に参加した。 3. 定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。 ・主体的に取り組んだ。 ・地域と合同で取り組んだ。 4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 ・主体的に取り組んだ。 ・地域と合同で取り組んだ。 5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 ・主体的に取り組んだ。 ・地域と合同で取り組んだ。 6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 ・主体的に取り組んだ。 ・地域と合同で取り組んだ。 7. その他 （ ・現場の交通体制を地域住民に周知していた。 ・通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。 ・休止中、及び中止期間中の対応が適切だった。（現場代理人が定期的に監視していた。） 8. 「週休2日取得モデル工事」を実施し、工事現場が週休2日（4週8休相当）を達成。 （※本項目は2項目分で計算する。） （採点指標） *：複数の項目がある場合、いずれかが該当（○マーク）すれば、評価（数字に○）する。 ⇒（評価項目として扱う。） *：ただし、提出された「別紙6-1工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」、「別紙6-2工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により主体性、具体性等を評価することから、提出がない場合は「c」評価とする。 *：評価項目が4項目以上：「a」、3項目以上：「a´」、2項目以上：「b」、1項目以上：「b´」、その他：「c」（別紙6-2の提出がないものを含む） 「週休2日取得モデル工事」を実施した場合でも最大はaとする。				

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕 該当する「措置内容」の項目の口に「し点」マークを記入する。

(担当係長 等)

考 査 項 目	法令遵守等の該当項目一覧表																		
7. 法令遵守等	<table border="1" data-bbox="271 284 1312 609"> <thead> <tr> <th>措 置 内 容</th><th>措置点数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>☐ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－20点</td></tr> <tr> <td>☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－15点</td></tr> <tr> <td>☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－13点</td></tr> <tr> <td>☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－10点</td></tr> <tr> <td>☐ 5. 文書注意相当（文書警告・文書注意）</td><td>－8点</td></tr> <tr> <td>☐ 6. 口頭注意相当</td><td>－5点</td></tr> <tr> <td>☐ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。</td><td>－3点</td></tr> <tr> <td>☐ 8. その他（理由： ）</td><td>－ 点</td></tr> </tbody> </table> ※1. 工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適応する。（適応事例がない場合は、該当なし） ※2. 完成検査後に指名停止等の処分があった場合は、速やかに評定を修正する。（見附市請負工事成績評定要領 第9による） 【上記で評価する場合の適応事例】 - 入札前に提出した調査資料等が虚実であった事実が判明した。 - 承諾なしに権利譲渡等を第三者に譲渡又は承継を行った。 - 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。 - 当該工事関係者が増収賄により逮捕又は公訴された。 - 建設業法に違反する事実が判明した。（例：一括下請け、技術者の専任違反等） - 使用人等に関する労働基準法及び入国管理法に違反する事実が判明し、送検等された。 - 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。 - 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。 - 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。 - 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。 - 施工体制台帳、施行体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。 - 安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。 （事故が発生した場合の安全管理の適否については、工事主管課長が総務課長と協議のうえ判断する。） - ICT活用工事「発注者指定型」において、受注者の責によりICT施工が実施されなかった。	措 置 内 容	措置点数	☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点	☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点	☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点	☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点	☐ 5. 文書注意相当（文書警告・文書注意）	－8点	☐ 6. 口頭注意相当	－5点	☐ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。	－3点	☐ 8. その他（理由： ）	－ 点
措 置 内 容	措置点数																		
☐ 1. 指名停止3ヶ月以上	－20点																		
☐ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	－15点																		
☐ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	－13点																		
☐ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	－10点																		
☐ 5. 文書注意相当（文書警告・文書注意）	－8点																		
☐ 6. 口頭注意相当	－5点																		
☐ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。	－3点																		
☐ 8. その他（理由： ）	－ 点																		

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当するチェック項目「・」に○マークを記入する。 (検 査 職 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		【□：評価対象項目】 □ 建設工事請負基準約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を確認できる。 ・土木工事標準仕様書（その１）第1編共通編第1章総則に記された設計図書の照査等が実施されている。また、設計図書の照査等の結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求めている。（文書で整理されている。） ・土木工事標準仕様書（その１）第1編共通編第1章総則に記された工事測量が実施されている。また、設計図書の工事測量の結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求めている。（文書で整理されている。） ・ICT活用の照査が実施され、書面で監督員に提出し確認を求めている。（この項目が×の場合は、他項目の評価に関わらず本評価対象項目が×となる。ICT活用試行対象工事以外は本項目を削除する。） □ 施工計画書が工事着手前に提出され、その記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ・施工計画書に所定の項目が記載され、契約後概ね1ヶ月以内に提出されている。 ・設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。 ・施工計画が現場状況（地形、地質、周辺環境、交通量等）を反映した具体的な内容となっているか。 ・安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。 ・施工計画書に変更が生じた場合、当該工事の着手前に変更計画書が監督員に提出されている。 □ 現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる ・ＫＹ日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。 ・施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。 ・施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。 □ 下請に関する手続き等が適切に行われ、施工されていることが確認できる。 ・施工体制台帳及び施工体系図が作成され、工事現場に備えとともに、監督員に提出されている。 ・施工体制台帳の記載事項は適正に記入されており、添付が必要な書類も全て提出されている。 ・施工体系図は、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示されている。 ・下請負人が再下請を行う場合に再下請通知書を元請負人に提出する旨の掲示を行っている。 ・施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合、その都度、監督員に提出されている。 ・下請に対する引き取り（完成）検査を実施していることが確認できる。 ・下請に対する当初契約・変更契約が適切になされていることが確認できる。 □ 立会確認の手続きが事前になされていることが確認できる。 ・立会確認が適切に実施されたことが書面で確認できる。 ・段階確認について、土木・建築工事監督要綱及び土木工事監督技術基準により、事前に段階確認願（種別、細別、施工予定時期等）が書面で監督員に提出されている。 ・段階確認が適切に実施され、工程表と整合する。 ・臨時検査が適切に実施され、工程表と整合する。 □ 品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。 ・材料（質）のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫が書面で確認できる。 （「別紙6-1,6-2 工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況」の提出。「新潟県コンクリート品質確保ガイドライン」に基づく取組を採用・実施した工事は別紙6-2の提出をもってこの項目を評価する。）				・ 設計図書と適合しない箇所があり、文書により手直し指示を行った。 ・ 契約図書に基づき施工上の義務につき、検査職員より指示を行った。 上記1項目該当事項があれば…………… d 2項目以上該当すれば…………… e

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当するチェック項目「・」に○マークを記入する。 (検 査 職 員)

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	I. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		【□：評価対象項目】 □ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ・ コリンス登録が適正に行われている。 ・ 工事記録等（提示資料は現場で使用したものそのままを提示すれば良いことから対象外）が目的別にインデックス等で分かりやすく整備されて、その整備資料全体がわかるように、総括表でまとまっている。 ・ 工事書類簡素化の趣旨に則り、必要とされる書類が簡潔にまとめられている。 （提示書類と提出書類がきちんと区別整理され、工事書類作成マニュアル記載資料以外の提出がない） ・ 法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。（休日・祝日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、海上保安本部への提出書類などの整備資料でチェックする。） ・ キャリブレーションの必要な機器は、その成績結果表が添付されている。 ・ 計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。 （例、薬注の注入量、該当がない場合は、項目削除） ・ 工事写真撮影時、黒板等を利用して写真撮影箇所の略図が撮影されており、的確に分かり易く表示されている。 ・ 写真帳の撮影箇所に略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。 （電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認出来ること） ・ 説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 □ 建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。 ・ マニフェストが整理され、所要の数量と整合する。 ・ 施工計画書に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。 ・ 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書（実施書）が添付されており、数量が確認できる。 ・ 建設副産物の最終処分地又は中間処理地が当初から計画されている。 ・ 産業廃棄物の処分について、委託が収集運搬業許可及び処分業許可を受けた会社と契約されている。 ・ 速やかに「再資源化等完了報告書」が提出されている。 □ 建退共の証紙が適切に配布され管理されている。（中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。） ・ 建退共制度等に加入している。 ・ 建設業退職者共済証紙購入状況報告書を工事完成時に提出している。 ・ 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場であることが表示されている。 □ 社内の管理基準等が作成され管理している。 ・ 県の管理基準がない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 ・ 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定められ、管理されている。 ・ その管理基準により、社内検査（書類検査）が完了していることが書面で確認できる。 ・ その管理基準により、社内検査（現場検査）が完了していることが書面で確認できる。				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕 該当するチェック項目「・」に○マークを記入する。

（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		【□：評価対象項目】 ☐ 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 （３億円以上の工事及び市長が必要と認める工事） ・品質証明員届が提出されている。 ・品質証明員の資格は、一級土木施工管理技士又は技術士である。 ・品質証明員の現場経験が１０年以上である。 ・適切な時期に現場の施工実態の確認を実施している。 ・検査前に工事関係書類等の事前確認を実施している。 ・品質証明書の書式が指定されたもので、証明者の押印及び受注者の社印がある。 ☐ 工事材料の品質を確保していることが確認できる。 ・工事材料の品質保証等が適切に整理されている。 ・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態が確認できる。 ・工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ・指定材料について材料確認願いが事前に提出されている。 ☐ その他（ _____ ） 【評価方法】 ①チェック項目「・」のうち、評価の対象としない項目は削除する。評価対象項目「□」も、同様に削除する。 ②評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、○マーク数がチェック項目総数の2／3以上であれば、□に「し点」を記入する。⇒（該当していることを明示） 評価値（ ％）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ●判断基準 評価値が90％以上…………… a 評価値が80％以上～90％未満…………… b 評価値が60％以上～80％未満…………… c 評価値が60％未満…………… d ※評価対象項目数が2項目以下の場合は、 c 評価とする				

工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表

〔記入方法〕該当するチェック項目の「・」に○マークを記入する。(検 査 職 員)

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b' に該当しない。	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		【□：評価対象項目】 ☐ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 - 測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 - 管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 ☐ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 - 不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。（監督員等が臨場した箇所を除く） - 完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。 （竣工写真では工事内容が分かりにくい場合、不可視部分の参考写真が添付されている。例：海岸（潜堤）工事。該当がない場合は削除） ☐ 社内の管理基準等が作成され管理している。 - 県の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 - 社内管理基準（目標）を設定するとともに、その運用方法（目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など）を定め、管理されている。 - その管理基準により、社内検査（書類検査）が完了していることが書面で確認できる。 - その管理基準により、社内検査（現場検査）が完了していることが書面で確認できる。 ☐ 写真撮影要領の撮影項目、時期、頻度を満足している。 - 県の写真管理基準がない工種は、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。 - 写真管理基準の撮影頻度（時期）に基づき、撮影していることが確認できる。 - 工事写真帳は写真管理基準に基づき作成されている。 - 起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 ☐ その他（_____）					出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば d	出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補（手直し）指示を行った。 上記項目に該当があれば e

評価方法

①評価対象項目の下欄のチェック項目「・」が複数の場合、○マーク数がチェック項目総数の2／3以上であれば、□に「レ点」を記入する。⇒（該当していることを明示）

②「ばらつきが規格値の概ね（ ）%以内で、「評価対象項目」の（ ）項目以上が該当。⇒（ ）評価

③出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。

④出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。

⑤出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（ 検査職員 ）

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	出来形が特に優れている。	出来形が優れている。	出来形が特に良好である。	出来形が良好である。	出来形が適切である。	出来形がやや不適切である。	出来形が不適切である。
		「評価対象項目」 ・ 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ・ 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ・ 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ・ 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ・ 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ・ 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ・ 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ・ その他（理由 ） 該当項目が90%以上・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・ c 該当項目が50%未満・・・ d 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）					☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当事項があれば……d	☐ 出来形が不適切であったため、建設工事請負基準約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。 上記該当事項があれば……e
評価方法 ①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。→○○○○ ②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③評価するもの……○ 評価できないもの……× ④評価値（ ）%＝該当項目数／評価対象項目数＝（ ○ ）／（ ○ ＋ × ） 以下同様省略								
※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。								
Ⅱ. 品質	建築工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
	工事比率	「評価対象項目」 ・ 材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ・ 材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ・ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ・ 施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ・ 内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ・ その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ・ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ・ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ・ その他（理由 ） 該当項目が90%以上・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・ a' 該当項目が70%以上80%未満・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・ b' 該当項目が50%以上60%未満・・・ c 該当項目が50%未満・・・ d 評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ）					☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記該当事項があれば……d	☐ 出来形が不適切であったため、建築工事請負基準約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。 上記該当事項があれば……e
※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工程以上複合している工事については、それぞれの工程毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。								

評価方法

①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。 →○○○○

②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価するもの……○ 評価できないもの……×

④評価値（ ）％＝該当項目数／評価対象項目数＝（ ○ ）／（ ○ ＋ × ）

以下同様省略

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（ 検査職員 ）

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事	品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
		「評価対象項目」 ・ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ・ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ・ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ・ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ・ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、計設計書を満足していることが確認できる。 ・ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ・ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ・ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ・ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ・ その他（理由）					☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形が不適切であったため、建築工事請負基準約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。
	工事比率						上記該当事項があれば……d	上記該当事項があれば……e
		評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ※1. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。						
Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e	
	品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。	
	「評価対象項目」 ・ 機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ・ 機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ・ 品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 ・ 施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ・ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。 ・ システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ・ 不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ・ 中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ・ 運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。 ・ その他（理由）					☐ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。	☐ 出来形が不適切であったため、建築工事請負基準約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。	
工事比率						上記該当事項があれば……d	上記該当事項があれば……e	
	評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。（エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。） ※2. 目的物の品質の水準を評価すること。 ※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。							

工事成績採点の考查項目の考查項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（ 検査職員 ）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
	工事比率	「評価対象項目」 - きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。 - 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 - 使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。 - 仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 - 色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。 - 材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 - 保全に配慮した施工がなされている。 - その他 (理由 評価値 () %＝該当項目数 () ／評価対象項目数 () 該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c ※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。			
		Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事	a	b	c
	工事比率	「評価対象項目」 ①きめ細やかな施工がなされている。 ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 ④環境負荷低減への対策が優れている。 ⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 - その他 (理由 評価値 () %＝該当項目数 () ／評価対象項目数 () 該当項目が90%以上…… a 該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c ※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。			

□ 出来ばえが劣っている。

上記該当事項があれば……d

評価方法

①当該「評価対象項目」のうち、評価の対象としない項目は削除する。 〇〇〇〇

②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。

③評価するもの……〇 評価できないもの……×

④評価値 (%)＝該当項目数／評価対象項目数＝ (〇) ／ (〇 ＋ ×)

⑤評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

〔記入方法〕該当する項目「・」に○、×マークを記入する。（※施工プロ）とは、「施工プロセスのチェックリスト」でチェックされた項目である。（ 検査職員 ）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。
		「評価対象項目」 - きめ細やかな施工がなされている。 - 関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 - 機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 - 環境負荷低減への対策が優れている。 - 運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 - その他 （理由 ）			☐ 出来ばえが劣っている。 上記該当事項があれば……d
	工事比率				該当項目が90%以上…… a
		評価値（ ）%＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。（エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。） ※2. 全体的な仕上がり状態、機能の評価する。 ※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。 ※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。 また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。			該当項目が80%以上90%未満…… b 該当項目が80%未満…… c